



広報 こそがわ



三尾川保育所・小学校 ブルーベリー収穫体験

特集

古座川町津波避難総合センター完成

2～3ページ

災害に強い地域をめざして～自主防災組織結成のススメ～

4～5ページ



完成 古座川町津波避難総合センター

「古座川町津波避難総合センター」は、町民の生命と安全安心を確保するため、地震津波対策・洪水対策として建設しました。平成30年度に設計、令和元年度から建設工事を開始し、令和2年5月29日に完成しました。

周辺整備工事は令和2年6月10日に契約を行い、10月28日に完成予定となっています。

【目的】

町は、平成26年3月に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、近い将来発生するとされる東海・東南海・南海地震や南海トラフ巨大地震に備えるため、高池下部地区に「古座川町津波避難総合センター」を建設しました。町民の生命と安全安心を確保するため、地震津波対策・洪水対策として地域の防災拠点となることを目的としています。

【施設概要】

古座川町津波避難総合センターは、約260人が一時的に避難できる避難場所としての機能を備えています。

古座川町津波避難総合センター 鉄筋コンクリート造2階建て (延床面積計 548.32㎡)

1階 (床面積 254.30㎡)	洋室、調理室、倉庫、トイレ、エレベーター
2階 (床面積 258.50㎡)	和室(18帖2部屋)、会議室、倉庫、トイレ、シャワー室、エレベーター
屋上 (床面積 35.52㎡)	発電機等設備機器



1階 洋室



1階 調理室



1階 倉庫



2階 倉庫



2階 会議室



屋上



2階 湯沸室



2階 シャワー室



非常用階段（非常時に壁を破って入ります）



2階 和室



災害に強い地域をめざして

～自主防災組織結成のススメ～

総務課 総務行政班
☎ 0735-72-0180

1. 自主防災組織とは？

自主防災組織とは、地域住民が互いに協力・連携し、地域の安全を守るため、地区等で自主的に結成する組織のことです。

防災対策の基本は、「自助」、「共助」、「公助」の3つです。

大規模な災害が発生した時、国や県、町等の行政機関の対応

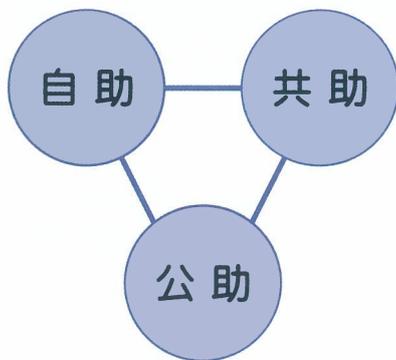
(公助)だけでは限界があり、すぐに対策をとることが難しい

場合も考えられます。そこで、自分の身を自分の努力によって

守る(自助)とともに、地域や近隣の人と互いに協力し合い、

防災活動に取り組むこと(共助)が必要です。

自主防災組織は、この「自助」、「共助」の要となり、被害を最小限に抑えるために重要な役割を担います。



2. 自主防災組織は何をするの？

自主防災組織は、①災害時の役割と②平常時の役割の2つがあります。

①災害時の役割

その時の状況に応じ、地域によって最適な災害対策を迅速に行います。被害を抑える活動、二次災害を防止する活動があります。

・被害を抑える：避難支援、初期消火、応急手当など

・二次災害を防止する：避難所の運営、情報の収集・伝達など

②平常時の役割

災害による被害を想定した予防的活動を行います。

・防災訓練、防災資機材の整備
地域の災害危険箇所把握など

平常時の活動が地域の自主防災力を高め、いざという時、災害時の活動を支える重要な土台となります。

令和元年度 補助金活用事例 (一部)



3. 町内の自主防災組織

令和2年6月末時点で、町内の自主防災組織は高池上部、高池下部、池野山、宇津木、月野瀬、高瀬、小川椎平、一雨、大柳、鶴川、三尾川、平井の12組織です。防災資機材の整備や避難訓練など、精力的に活動されています。

防災資機材等の整備については、左記の補助金をご活用ください。(表1)

- (写真) 1…ヘッドライト
2…折りたたみ式マット
3…家具転倒防止器具 4…発電機

避難所における 感染症対策研修会

7月31日、新型コロナウイルスの感染予防に対応した避難所運営を行うため、研修会を中央公民館で実施しました。

新宮保健所申本支所の池田所長の講議の後、申本町・古座川町・新宮保健所申本支所・自主防災組織で避難所の設営演習や、感染症の予防対策の実演を行いました。

避難所内での各世帯のスペースの確保や、パーテーション・ダンボールベッドの組み立て、模擬避難者の受入れや有症状者への対応等を練習しました。



講議の様子



ダンボールベッド作り



仕切りにダンボールを使用



避難スペースを確保



いざという時に対応できる、災害に強い地域づくりのため、この機会に地域の皆様で自主防災組織について話し合ってみませんか。

町では、自主防災組織の結成を推進し、活動の支援を行っています。補助金には、資機材整備事業や避難訓練実施など、自主防災組織の活動に活用できるものがあります。自主防災組織に関することは、役場総務課までお気軽にご相談ください。

- 自主防災組織を結成する手順は次のとおりです。
- ① 組織の中心となる人物の決定
 - ② 活動班（役割分担）の編成
 - ③ 規約の作成
 - ④ 防災計画の策定

4. 自主防災組織の結成

(表1) 古座川町自主防災組織支援事業 各種補助金一覧

事業名	資機材整備事業 (防災資機材の購入等)	備蓄資材管理事業 (資機材の修理等)	津波避難路整備事業 (避難路の新設及び改修に係る事業で、避難路となる土地所有者の承諾を得たもの)	自主防災組織 支援事業 (避難訓練、視察等)
補助金額	事業実施費用又は50万円のいずれか少ない額	事業実施費用又は5万円のいずれか少ない額	事業実施費用又は100万円のいずれか少ない額	事業実施費用又は10万円のいずれか少ない額
交付回数	1会計年度1回まで ※県等の補助金に該当する場合は、その補助金を優先	1会計年度1回まで	1会計年度1回まで ※複数の避難路の整備事業であっても同時申請の場合1回とみなす	1会計年度1回まで



新型コロナウイルス感染症 に関する支援について

新型コロナウイルス感染症に関する支援について、他にもご利用いただける制度があります（広報こざがわ7月号参考）。お気軽に役場までお問い合わせください。

●ひとり親世帯臨時給付金

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

1. 基本給付（児童扶養手当受給世帯等への給付）

■対象

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方：**申請不要**（令和2年6月分の児童扶養手当を支給した口座に振り込みます）

②公的年金等を受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が停止された方：**申請必要**

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方：**申請必要**

■給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算

2. 追加給付（収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付）

■対象

基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

■給付額 1世帯5万円

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班
☎0735-72-0180

●古座川町学生生活支援給付金

学生を対象に、1人あたり5万円を支給します。

■対象 生計を維持する者（保護者）が、令和2年5月

1日時点で町内に住所を有し、次の学校に在学する学生

・大学（大学院含む）、短期大学

・専門学校、高等専門学校（4年生以上）

・予備校に通っている学生

■給付額 学生1人あたり5万円

■申請期限 **令和2年9月30日まで**

申請書は役場本庁、保健福祉センター、教育委員会、各出張所に用意しています。（町ホームページでもダウンロードできます）

●古座川町家庭学習支援臨時給付金

小学生から高校生の児童・生徒がいる家庭へ、家庭学習用品等の購入支援として1人あたり1万円を支給します。

■対象 小学生から高校生（高等専門学校や特別支援学校等も含む）の児童・生徒がいる家庭 ※児童・生徒が町

外の学校に在籍していても、保護者の方が令和2年5月1日時点で町内に住所がある場合は対象

■給付額 児童・生徒1人あたり1万円

■申請期限 **令和2年9月30日まで**

申請書は役場本庁、保健福祉センター、教育委員会、各出張所に用意しています。（町ホームページでもダウンロードできます）

【問い合わせ先】
教育委員会
☎0735-72-3344

イベント等の中止について

現在、国内において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しています。不特定多数の方が参加するイベントでは感染防止策の徹底が困難なため、「古座川の秋まつり」及び「古座川町地域間交流体験活動」を令和2年度は中止します。楽しみにされていた皆様や関係者の方々には、誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

〈中止イベント等〉

○古座川の秋まつり

○古座川町地域間交流体験活動（友好都市である神奈川県川崎市との交流事業）

ふれあいサマーキャンプ事業
川崎市訪問ふれあい交流

【秋まつりに関する問い合わせ先】

地域振興課 産業観光班
☎0735-72-0180

【交流体験活動に関する問い合わせ先】
教育委員会
☎0735-72-3344

お知らせと情報

古座川町入院時室料差額 補助金交付制度のご案内

町民が入院時に支払う室料が、医療機関所在の市区町村民が支払う室料より増額されている場合、その増額分を補助します。

■対象者 入院期間の初日を基準日とした前年の所得（1月から5月の入院時室料の場合）は前々年の所得）にかかる住民税が、非課税及び住民税均等割額のみが課せられている世帯に属する方

■上限額

1日あたり2,000円
1年間（毎年6月から翌年5月）あたり18万円

①入院費の領収書、②振込口座の通帳、③室料が明記された案内等をご準備いただき、役場住民生活課、保健福祉センター又は各出張所で申請してください。

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班

☎0735-72-0180



脳ドックを受けて みませんか

脳ドックの受診補助を行います。希望する方は役場住民生活課、保健福祉センター又は各出張所へお申込みください。

■内容 MRIによる医師の診断

■健診機関 国立病院機構南和歌山医療センター

■対象者 町内に住所を有する40歳から74歳の方（昨年受診した方、国民健康保険税を滞納している方は対象外）

■定員 50名（国民健康保険被保険者35名、社会保険被保険者15名）

■申込期間 令和2年9月7日（月）まで ※定員になり次第終了

■実施時期 令和2年10月～12月の間

■補助額 費用額の8割を補助（自己負担額は概ね6,000円程度です。）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、受付を休止する場合があります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班

☎0735-72-0180



ごみ分別にご協力ください

ペットボトルの分別が適切にできていない事例が増えていきます。不適切なごみが混入すると、機械の破損や作業員による選別が困難となります。

また、池野山地区のリサイクル作業場に持ち込めるものは、ペットボトル・発砲スチロール・トレイ・段ボール・新聞・雑誌です。その他の物は持ち込まないようにしてください。

ペットボトルごみの出し方

- ①キャップ・ラベルを外す
- ②中を洗い、水を切る
- ③透明又は半透明の袋に入れる

※塩ビ・廃プラ類と混入させないでください。（キャップ・ラベルは塩ビ・廃プラ類です。）

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班

☎0735-72-0180



9月1日～10日は、屋外 広告適正化旬間です

看板などの屋外広告物は、無秩序に設置されてしまうと街の景観を損ね、風雨により劣化すると、落下や倒壊といった事故に繋がります。

県内では屋外広告物条例により、景観保全と事故防止のために屋外広告物の設置許可、管理を義務付けています。条例に沿った適切な設置、管理をお願いします。

【問い合わせ先】

建設課 建築水道班

☎0735-72-0180



小児の予防接種について

1. ロタウイルスワクチンの定期予防接種について

令和2年10月1日より、ロタウイルスワクチン予防接種が定期予防接種になります。

ロタウイルスワクチンは、ロタウイルス胃腸炎の重症化を予防します。対象は、令和2年8月1日以降に生まれたお子様です。対象者のご家庭へ個別に案内します。

2. 小児インフルエンザ予防接種の助成について

令和2年度より、小児インフルエンザ予防接種（任意接種）の接種費用の一部を助成します。

■対象者 町内に住所を有する生後6ヶ月以上18歳以下のお子様

■対象期間 令和2年10月1日～令和3年1月31日

■助成額 接種費用から自己負担1,000円を差し引いた額

■助成方法 医療機関で接種し全額支払った後、償還払い

詳しい申請の内容は、9月に回覧でお知らせします。

【問い合わせ先】

健康福祉課 健康班

☎0735-67-7112

古座川町認知症初期集中支援チームについて

地域包括支援センター、保健師等がチームとなり、認知症サポート医の協力を得て活動しています。

■活動内容 認知症又はその疑いのある方の自宅へ訪問し、お話を伺いながら今後の対応等を考えます。また、必要な情報を提供します。

■対象者 40歳以上で自宅で生活している認知症の方や認知症が疑われる方で、次の①～③に該当する方

①認知症の診断を受けていない、又は治療を中断している方

②医療サービスや介護保険サービスを利用していない方

③何らかのサービスを利用しているが、認知症による症状

が強く、どのような対応をしてよいか困っている方

【相談窓口】

地域包括支援センター（保健福祉センター内）

☎0735-67-7611

健康福祉課 福祉班

☎0735-67-7112



浄化槽を設置している皆様へ

①法定検査を受けましょう

日常の維持管理に加え、和歌山県水質保全センターの法定検査を受けることが法律で義務付けられています。

○設置後の水質に関する検査（浄化槽法第7条）

新たに設置した浄化槽、構造や規模を変更した浄化槽について、設置工事等が適正に行われているか判定します。

○定期検査（浄化槽法第11条）
保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が發揮されているか確認します（年1回）。

②保守点検を実施しましょう
浄化槽管理者（設置者）は、定期的に保守点検する義務があります。保守点検は、県知事の登録を受けた業者に委託しましょう。

③許可を受けた業者に依頼し、年1回清掃を行いましょ
浄化槽の中には汚泥等が徐々にたまり、放置すると放流水とともに流れ出てしまうだけでなく、浄化槽の機能不良の原因になります。

【問い合わせ先】

和歌山県水質保全センター

☎073-432-6433

住民生活課 住民班

☎0735-72-0180



お知らせと情報

警察署からのお知らせ

〜不審メールに注意!〜

「会員登録の未納料金が発生しています。・・・連絡がない場合、最終手続きに移行します。」



右記のようなショートメールは架空料金請求詐欺です。無視してください。

現在、架空料金請求詐欺の手口として、有名ネット通販会社などをかたり、携帯電話に不審メールが多数配信されています。

詐欺犯人が電話をかけさせようとしていますので、配信されたメールに掲載された電話番号には絶対に電話をしないよう十分注意してください。不審に思ったらすぐに警察へ相談しましょう。

【相談先】

串本警察署

☎ 0735-62-0110

里親支援センター

ほっとからのお知らせ

「里親支援センターほっと」開所日を拡大

4月から土曜・日曜等の休日に月3日開所しています。時間は8時30分から17時30分です。

開所日は、ほっとのホームページ「お知らせ」欄に案内しています。

里親の相談会について

県内では、約450人の子どもたちが、さまざまな事情で家族と離れて暮らしています。

そうした子どもたちを自分の家族に迎え、あたたかい家族で共に過ごす制度、それが『里親』です。里親にも種類がありますので、関心のある方はお気軽にお問い合わせください。

■相談日（予約が必要です）

① 9月6日（日） 13時30分～15時30分

② 9月10日（木） 10時～12時

■場所 町中央公民館2階

【問い合わせ先】

里親支援センターほっと

☎ 0739-34-2735

自衛官等の募集について

【問い合わせ先】

自衛隊新宮地域事務所

☎ 0735-21-3449

就職や転職等をご検討の方は是非お問い合わせください。

受験種目	応募資格	受付期間	試験日	試験会場
自衛官候補生		年間を通じて受付中	9月25日(金) 9月26日(土)	受付時にお知らせします
一般曹候補生	18歳以上 32歳以下の男女	7月1日(水) ～ 9月10日(木)	9月18日(金) ～ 9月20日(日)	9月18日(金) 田辺市民総合センター 9月19日(土) 県民文化会館(和歌山市) 9月20日(日) 県民文化会館(和歌山市)
航空学生 (パイロット候補)	18歳以上 23歳未満の男女		一次:9月22日 二次:10月中旬 三次:11月下旬 ～12月上旬	一次試験会場 和歌山地方協力本部 本庁舎内(和歌山市内)



認知症高齢者等の見守り事業が始まりました

この事業は、認知症等によって行方不明になる恐れのある高齢者の方を対象に、「見守りQRコードシール」を交付し、早期に発見・保護できるよう関係機関と連携し、事故の防止や見守り体制の構築を目的としています。

新宮市・東牟婁郡の6市町村で同時に開始され、6月29日に串本警察署と管轄の古座川町、串本町で連携や情報共有に関する協定を締結しました。



■対象者 町内に住所を有し、在宅で生活している方で、認知症やその他の疾患により行方不明の可能性のある概ね65歳以上の高齢者等

■事業の流れ

- 1) 地域包括支援センターの窓口申請後、対象者の情報を登録したQRコード付きシールを交付します（10枚）。
- 2) 衣類や靴等、対象者が普段使用するものに貼り付けます。
- 3) 街中でシールを付けた方を見つけた発見者がQRコードを読み取り、表示されている地域包括支援センターや警察署の電話番号に連絡します。
(※QRコードに個人情報表示されません。)
- 4) 連絡を受けた地域包括支援センターや警察署は、対象者を保護し、家族に連絡をします。

〈申請・問い合わせ先〉

地域包括支援センター（保健福祉センター内）

☎0735-67-7611



協定調印式の様子。田嶋勝正串本町長（右）、崎口忠串本警察署長（中央）、西前町長（左）



シールは靴等へ貼り付けます

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【健康福祉課 福祉班】

令和2年国勢調査が始まります!

国勢調査は、国内の人口・世帯の実態、就業状態などを明らかにするため、5年ごとに実施される国の最も重要な統計調査です。調査へのご協力をお願いします。

- 調査期日 令和2年10月1日を基準日として実施
- 対象者 日本国内に住む全ての人（外国人を含む）と世帯
- 調査方法 9月中旬～下旬に、国勢調査員が各世帯を訪問し調査書類を配布します。
- 回答方法 次のいずれかの方法で回答していただきます。
 - ①インターネットを使用したオンライン回答
(お持ちのスマートフォンやパソコンから回答できます。)
 - ②郵送提出
 - ③調査員へ調査票を提出

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。
不審と感じる電話や訪問がありましたら、役場総務課
(☎0735-72-0180) までご連絡ください。
詳しくは「国勢調査2020総合サイト」
(<https://www.kokusei2020.go.jp/>) をご覧ください。

【総務課 企画財政班】

オンライン回答が便利です!

仕事等が忙しい、ご自宅を不在にすることが多い等でも、パソコンやタブレット、スマートフォンから24時間いつでも手軽に回答ができます。調査票に記入する手間が省け、短時間で回答が可能です。



地域おこし協力隊通信

古座川町観光協会
木下 昂 さん



▲物産販売では様々な商品を取り扱っています。

人気のカフェコーナーでは淹れたてのコーヒーをどうぞ。



古座川町観光協会の事務所は、池野山地区にある、道の駅「虫喰岩」内にあります。昨今の新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み4月初旬から5月末まで物産販売を臨時休業としていましたが、6月1日より営業を再開しました。

道の駅「虫喰岩」の物産販売は、昨年度までは土日祝日のみでしたが、今年度より平日も営業を行っています。地域の方が作る野菜や木工品、古座川町の特産品、観光協会オリジナルグッズ等を取り揃えています。

カフェコーナーでは、コーヒー・紅茶を提供していて、地元の方が立ち寄ってくださる交流の場としてもお楽しみいただいています。

今後も古座川町の皆様や、町外からお越しいただいた方々に楽しんでいただける仕組みづくり等を古座川町観光協会のスタッフとして日々邁進していきたいと考えています。

道の駅「虫喰岩」にもお気軽にお立ち寄りください。皆様とお会いできることを楽しみにしております。

健康レシピ紹介

魚の缶詰を使った料理

厳しい暑さで食欲減少や身体のだるさなどを感じる時は、火を使わず簡単にたんぱく質が摂れる、魚の缶詰を使った料理はいかがでしょう。

●炊き込みご飯の具に…

味付きの魚の缶詰の場合、炊飯器でお米と一緒に炊くと簡単炊き込みご飯の完成です。目安はお米2合に対し缶詰1缶です。人参やきのこと類と一緒に入れるとより風味が出ます。水煮缶の場合は、しょうゆやみりんで少し味をつけます。

●酢の物やサラダのアクセントに…

いつもの酢の物やサラダに、魚の缶詰を散らしてみましょ。魚の臭みはお酢やドレッシングでほとんど気になりません。

缶詰めは非常時のために備蓄しておくことも大切ですが、全く食べたことがないと、いざという時に抵抗がある場合もあります。もちろんそのままでも食べられますので、時々料理に使うなどして、食べ慣れておくのもよいでしょう。

【健康福祉課 福祉班】



炊き込みご飯



きゅうりの酢の物



大根おろしとあわせてさっぱりと

廣西先生の

健康寄席

第二十一回「新型コロナウイルス感染症に思うこと」



新型コロナの流行は、私たち医療者にとっても過去に経験したことのない危機と言うことができます。感染予防にばかり目をとられていると、経済活動や仕事ができない方への支援がおろそかになり、市民の生活が崩壊してしまいますし、経済を重視するあまり感染予防がおろそかになるとアメリカやヨーロッパのような医療崩壊を伴う激的な病気の流行に移行するリスクもはらんでいます。我々一般市民は気軽に政治や行政を批判しがちですが、感染予防と経済はそもそも両立しがたく、国をはじめとしてリーダーの方々はいたいへんだらうなと思います。

今もコロナ陽性の患者さんは出ていますが、春頃の混乱よりは落ち着いているように見えます。しかし、さまざまなニュースが流れるなかで、感染なされた方や医療者への差別があるとされ、非常に危惧しているところです。確かに、死の恐怖は人間がもっとも忌み嫌うものであり、相手が自

分の生命の脅威となりうるとすれば、接触を回避し、自分を守ろうとするのは当然の権利だといえます。しかしながら、根拠もなく誰かを遠ざけたり、あるいは仕事の機会を奪ったり、退職を促したりするような事案があるとすれば、たいへん由々しきことであり、これこそが差別だと理解すべきだと考えます。運悪くコロナに感染された方も、きちんとした基準を踏まえた上で退院し、退院後のフォローも済まされているはずです。今後身近にコロナに感染された方が近くにおられても、回復後は接触しても安心ですので、是非不毛な差別を生まないよう、正確な知識をお持ちになっていただければと思います。万が一差別と思われる事案にあわれた方は、法務省に人権擁護局という部署があって、いろいろな人権に関する相談に乗ってくれますので、インターネットや携帯で検索なさってみてください。

【健康福祉課 福祉班】